

# 倉庫の無届解体問題調査特別委員会記録

開催日時 平成25年4月15日(月) 13:03~16:07

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

井岡 正徳 委員長  
山下 力 副委員長  
大国 正博 委員  
太田 敦 委員  
田中 惟允 委員  
浅川 清仁 委員  
岩田 国夫 委員  
高柳 忠夫 委員  
山本 進章 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

証人 4名

有限会社乾ホーム 取締役 ●●●  
株式会社山崎産業 代表取締役 ●●●●  
株式会社山崎産業 監理技術者 ●●●●  
高田土木事務所 前建築課長 ●●●

参考人 1名

森田昌司空間建築設計 ●●●●

出席理事者 なし

傍聴者 22名

議事

- (1) 文書調査照会について
- (2) 会議の運営について
- (3) 参考人聴取について
- (4) 証人尋問について
- (5) 今後の調査の進め方について

(6) その他

<会議の経過>

○井岡委員長 それでは、ただいまより、倉庫の無届解体問題調査特別委員会を開会いたします。

本日の、傍聴者は、現在16名です。

それでは、協議事項に入ります。

本委員会に付託された倉庫の無届解体問題に関する事項について調査を行います。

はじめに、文書調査照会についてですが、前回の委員会で●●証人の証言にかかる事実確認として、高田土木事務所に文書で照会しましたところ、お手元に配付しております資料1のとおり、回答がまいっておりますので、お目通しいただきたいと思います。

次に、会議の運営についてですが、本日、証人尋問を行います。

まず、補佐人についてですが、委員会条例、会議規則等に規定がございませんが、国会において議員証言法により補佐人の出席が認められていることから、委員会における証言を十分かつ正確なものとするため、当委員会においては、補佐人をお手元に配布しております資料2のとおり、補佐人は1名、席を証人の後方席とすることや、証人が求めたときのみ、委員長の許可を得て発言ができることなどとし、証人から補佐人の申し出があった場合、認めることとしてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、撮影については、報道機関のみとし、記者席からの撮影とすることを第2回の委員会で決定をさせていただいておりますが、撮影方法は前回の証人尋問と同様に、背後からの撮影とし、撮影時間は開会または再開から証人の宣誓の前までとしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにし、報道機関のみなさま、よろしくご協力をお願いいたします。

なお、録音についても、人定質問の際のプライバシーの問題もあることから、報道機関も含めまして許可しないことを同じく第2回の委員会で決定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、参考人聴取についてですが、参考人の入室を認めます。

(●●参考人着席)

○●●参考人 こんにちは。

○井岡委員長 それでは、本日は、本件について、参考人として、森田昌司建築空間設計代表の●●●●さんの出席をいただいております。

●●●●さんにおかれましては、お忙しい中にもかかわらず本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。

本委員会を代表して厚くお礼申しあげますとともに、調査のためにご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、広陵町百済1643-1番地の歩道切り下げ道路工事施工にかかる設計並びに高田土木事務所への同工事施工承認申請にかかわりまして、私からいくつかお聞きさせていただきます。

まず第1番目に、あなたは、平成23年4月28日に高田土木事務所で受付された道路工事施工承認申請書に関わって申請者平野クレーン工業株式会社代表取締役●●氏の代理として申請事務を担当されましたか。

○●●参考人 はい。

○井岡委員長 次に、この申請事務の担当は誰からの要請で引き受けられたのですか。

○●●参考人 ●●さん。

○井岡委員長 ●●さん…

○●●参考人 はい。座ったままでいいのですか。立って答えるのですか。

○井岡委員長 はい。3番目に、道路法第24条に規定する承認工事にかかる書類は、あなたが準備されたのでしょうか。

○●●参考人 はい、そうです。

○井岡委員長 4番目に、これは資料の88ページに記載されています。いま、書類をお示しいたしますが、この申請書に添えられて提出されている申請者については、誰から要求されたものですか。

○●●参考人 これは、高田土木事務所ですね。土地の所有者と申請者が違うので。

○井岡委員長 高田土木事務所から…

○●●参考人 そうです。

○井岡委員長 次に、5番目ですが、過日、2月19日、当委員会で証人としておいでいただいた平野クレーン工業株式会社の●●●●さんは、歩道の切り下げ工事に関して、当初分からなかった配管が出てきたので、助言をいただいたと発言しておられましたが、間違

いないでしょうか。

また、それはどのようなもので、どのように助言されたのでしょうか。

○●●参考人 まちがないです。ただ、助言をしたのは高田土木事務所です。

○井岡委員長 えっと…

○●●参考人 もう少し詳しく言いましょうか。

○井岡委員長 はい。

○●●参考人 歩道切り下げの下にもともと道路側溝があって、道路側溝の中の配管は本来まっすぐ走っているべきもののところに、下水があったのです、下水マンホールが。よく見たら、下水マンホールがあそこにいっぱいある。その下水マンホールのために道路側溝配管が迂回してあったのです。そこを迂回した配管が切り下げのところに出てきたのです。処理方法をどうしたらいいかという話で、それはこちらで決められないので高田土木事務所の管理課に連絡させてもらって、現場を見ていただいたのです。

指示をしたのは、高田土木事務所。指示内容に応じてもう1回図面提出を言われたので、図面は提出しました。

○井岡委員長 はい。

○●●参考人 それは高田土木事務所にあると思いますけれど。

○井岡委員長 道路の側溝の下の暗渠の排水パイプが迂回されていたということですね。

○●●参考人 迂回されていたというか…

○井岡委員長 迂回されていた中にマンホールがあったので…

○●●参考人 マンホールがために迂回していたと…

○井岡委員長 あ、マンホールがために迂回していた…

○●●参考人 その迂回している配管が今度の工事に対して、そのままやっていたかどうかを、確認しないといけないので…

○井岡委員長 はい、分かりました。

次、最後ですけれども、この申請は、平成23年5月16日に承認されました。その承認書をお示しいたしますが、これは84ページ、85ページに載っています。

その際、付加された12項目の条件のうち、工事着手届と工事竣工届はあなたが担当されたのでしょうか。

○●●参考人 これは違います。工事承認申請書で申請はさせていただいて、認可はいただいたのですけれども、そののちは全部平野クレーン工業株式会社でされるということで、

ぼくの手からは離れました。工事業者にもきちんと説明をしようかと言ったのですけれども、説明もいらぬという話で、だから、そのあとは関わっていないのですけれども、障害物がでてきた時だけ、どないかならぬかというので、連絡があったのですわ。

○**井岡委員長** ということは…

○●●**参考人** いや、本来、その後、工事業者さんがこれを全部すべき話だと思いますわ。

○**井岡委員長** ということは、申請書を出されて、申請承認まではされたけれども、その後は平野クレーン工業株式会社に、依頼されていたからそこでやめたということですね。

○●●**参考人** もっといえば、本来工事業者が決まって、工事業者さんが、こういう承認申請書を出すべきところ、平野クレーン工業株式会社が、どこかを借りてはったんですよ、そこに引っ越す日が迫っていたと。迫っていた中で、業者が決まらなければ申請は出せないですよ、それで、先に、もともとぼく知り合いなので、社長とずいぶん知り合いなので、広陵町なので、先行してこれ、承認をしてくれないかということで、やったわけですよ。

○**井岡委員長** 以上で私からの質問は終わりますけども、特に委員からお聞きしたいことがありましたらご発言を願いたいと思います。

○**山下副委員長** ●●さんにお尋ねします。あなたが準備された申請書類の中に歩道切り下げに係る計画平面図があります。その計画図面には集水ますが3カ所あることになっているわけでありますが、しかし、写真をお見せします。現況の写真です。ところが、真ん中にあるべき集水ますがありません。これは、当初●●さんが設計なさったところと違っているわけでありますが、素人の我々がそう認識していいですか。

○●●**参考人** 当初申請して認可いただいた分とは違っています。ただ、歩道のところに当初14メートルの幅でとらせていただいたのです。14メートルがあるので真ん中に1個ぐらいつけようかというような話でして、ただ、ここのこの排水については、今現在、水が流れていないところなんです。水が流れていないので暗渠にしまおうかというのも、これは高田土木事務所の打ち合わせですわ。後に現場の方で14メートル、実は12メートルにしてはります、幅を狭めています、12メートルに。わかります、当初は14メートルで許可をとったのですけれど、言うても要らんかったらなるべく狭くしてねという話をしていまして、現場で工事される中で幅を12メートルに縮めてはります。そこで、もう暗渠は要らんやろということで暗渠を取ったみたいなのですけれども、その暗渠を取って幅を12メートルにして、しかも今のバイパスをつくるという図面は高田土木事務所

に提出しています。だから、勝手にやったというイメージもないのですね、そのときには図面を出していますので。わかります。

○山下副委員長 我々先日、高田土木事務所のこの切り下げに係る担当課長にお聞きしました。そのときは14メートルで認可した、それ以上のことは何ら聞けなかったわけでありすけれども、結果として12メートルに縮小したということですか。

○●●参考人 結果として12メートルに縮小、大体普通でいくと12メートルぐらいが最大なのですよ。ただ、非常に大きな車の出入りですから、車の軌跡等を平野クレーン工業株式会社からいただきまして、それでいくと14メートルぐらい必要やというので認可は取ったのですけれども、なるべくでも余り広くしないでねというような話だけしていたのですよ。現場の方で12メートルにされて、ちょうどこれ真ん中に写っているこのマンホール、わかりますかね。ここのバイパスを高田土木事務所の指示でつけて、中の会所を取ってという図面は高田土木事務所に僕の方から出しています。だから、今向こうに、高田土木事務所がどういうふうに処理されたかというのはわからないですけれども、普通でいうたら変更になると思うのですけど。

○井岡委員長 済みません、下水のある暗渠じゃなくって、その……。

○●●参考人 わかっています、こっちでしょ。こっちの会所、幅が14メートルを12メートルになったので取ったというのを現場から聞きました。そのように図面は書いて、高田土木事務所に僕は出しました。だから、今の最終出ている図面と現場は合っていますよ。

○井岡委員長 わかりました。

○山下副委員長 最終というのは、当初申請の段階で出したのと違う図面が今、高田土木事務所にあるはずだということですね。

○●●参考人 担当者の方にはお渡ししました。そのときに、実は写真もと言われたのですよ。これは実は平野クレーン工業株式会社に写真を出さなあかんねんというお話ししていたのですけれども、それは多分出してはらへんとは思いますが。

○山下副委員長 それは後の話を先に聞いてしまったわけでありすけれども、この申請の段階で●●さん、通常こうした申請については、当該の高田土木事務所の担当者と事前の打ち合わせというのはかなり綿密にやられると思うんですね、そういうことはございましたか。

○●●参考人 そうですね、通常の切り下げに比べますと大規模でありますし、しかも普

通でしたら、今ある現況の側溝は大体そのまま置いておくか、グレーチングにするか、開渠ですけれども、今回は非常に大きな車の出入りで、普通にやっていたらトラックが回るときにその側溝をつぶしてしまうのですよね、回るときに。普通のグレーチングやったら切ってしまうし、そういう面で綿密かどうかはわかりませんが、何回も協議はさせていただきました。現場も事前に見ていただきました。

○山下副委員長 現場を高田土木事務所と一緒に見たというところ……。

○●●参考人 一緒ではありません。

○山下副委員長 ああ、そうですか。そうしたら、その道路切り下げ申請がいわゆる敷地内の建物の解体と連動するものであると、むしろ解体が先に立って、それに基づいて切り下げ申請があるものだという認識は、当時●●さんと、そして打ち合わせしている相手の高田土木事務所の担当者との間ではあったのですか、そういう合意が。

○●●参考人 合意といいますか、当然ここから入るわけですから、建物解体はあるという認識は当然ありました。高田土木事務所の担当者にあったかどうかは、まああったと思います。けれど、そこまではわからないですけど。建物があったら入れませんのでね。

○山下副委員長 ●●さんにお尋ねするわけでございますけれども、先ほど14メートルを12メートルにしたとおっしゃったのですけれども、当然ですね、申請の前に高田土木事務所の内規によると、通常6メートルで最大12メートルであったということについては、●●さん自身わかっておったのですか。

○●●参考人 普通6メートルということもないと思います。通常住宅地やったら4メートルです。最大12メートルというのも、これも周りのロケーションによって環境が変われば12メートルということも、これもないです、もっと広いところも何ぼでもあります。それは前の前の条件と、言うたら行き来する車の条件と、要するにそこで何回も切り返して出ないと入れないような危険なことはできないので、状況によって認可はされます。最大12メートルというのは、恐らくその開発か何かで、例えば住宅地とか、そういうときの12メートルですかね。

○山下副委員長 実は、道路切り下げにかかわる道路法第24条関係の、奈良県土木部で作成した内規があるのですよ。その中に、国の基準では通常4メートル、最大12メートル、ごめんなさい、最大8メートルかな、となっているのですけれども、奈良県の内規ではですね、奈良県がみずからつくった内規では通常6メートル、4メートルのところを6メートルにし、8メートルのところを12メートルまでとっているのです。ですから、1

2メートル以上になったときにやはり、なぜそんなことを聞いたかと申しますと、担当した係員、主査ですけれども、その人も含めて高田土木事務所のこの切り下げにかかわる担当部局が、だれ一人として現場へ行っていないのですね。そういう、全部調べたのです、現場へ行ってないというのですけれども、それについてどうですか。

○●●参考人 いや、少なくともマンホールの迂回パイプが出たときには来ていただいていますし、そのときは一緒に行っています。そこで指示をいただかないと、これは勝手にできないのでご指示も願っていますので、当時どなたかが、2人ほど来られたと思いますよ。それは申請後の話、工事中の話ですね。申請時は行きはった、一緒には行ってないのでわかりませんが、通常見に行くもんやと僕は思っていたので。

○山下副委員長 いえ、それは今後の対策で、高田土木事務所との対応で重要な観点でございますので、あえてお聞きしました。実際の話、承認申請を出して承認された、それまでに高田土木事務所の関係者は現場へ行っていないのです。ですから、当然解体の届けは出るものだと思っていましたと、土木部関係の人たちはそう言うわけですけれども、しかし現場へ行った人がいないわけですね、申請を承認するまでの間に。要するに、あと一つ最後にお聞きしますけれども、工事途中であの土管が出た云々で現場へ行かれたと、そのときもう敷地内の建物はすべて解体されておりましたですね。

○●●参考人 すべてかどうかはわかりませんが、この周りは解体されたはずで、でないとは非常に工事がしにくかった、解体されていたと思います、のような気がしますね。はっきり覚えていないけれど、何もなかったような気がします。

○山下副委員長 工程表から見て、もう解体されておった、解体を必要とするその建物はすべて解体した後だったというふうに思います。

先ほど最後と言うて、あと一つ、ごめんなさい、聞かせてください。通常、設計されたら少なくとも施工の監理までなされるのが通常の形だと思うのですけれども、なぜか監理がなされていない。さらに先日の事情聴取の中で、平野クレーン工業株式会社の関係者は解体工事を進めながら、おかしい話だけれど、契約が正式に結ばれたとはいえない段階で、もう工事に着手しながら解体を始めているわけでございますけれども、これは後の審査で詰めていこうと思っているのですけれども、しかし、その解体の工事の途中で値交渉を株式会社山崎産業としている中で、株式会社山崎産業の方から平野クレーン工業株式会社に道路工事も一体にすれば全体の工事請負額が安くなると言われたので、要するに解体工事は始まっておったけれども、その段階で株式会社山崎産業と道路の工事の契約をしたと、そ



ういうことをご存じですか。

○●●参考人 工事に関してはほとんどタッチしていないのであれですけども、解体工事が先に決まったと思います。歩道の切り下げに関しては、私、広陵町なので、近隣でちゃんと施工できる業者を、今がどうか知りません、ちゃんとできる業者を紹介しましょうみたいな話で見積もりをお出した覚えがあります。その段階ではまだ株式会社山崎産業さんですか、とは決まっていなかったんだと思います。今、おっしゃっている、どういいうきさつか知らないけれど、株式会社山崎産業に途中で決まってと思います。これは間違いないと思います。

○山下副委員長 ありがとうございます。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これで参考人聴取を終了いたします。

参考人には、長時間ご協力いただきましてありがとうございます。ご退席していただいて結構でございます。どうもありがとうございます。

(●●参考人退席)

○井岡委員長 つぎに、本日は、本件について、有限会社乾ホーム代表者、株式会社山崎産業の代表者と同社監理技術者、高田土木事務所の当時の建築課長の、以上4名より証言を求めることといたします。

証人に対しては、最初に委員長から本委員会としての共通事項を質問します。

これについて、お手元に共通質問事項案を配付しておりますが、何か、ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、委員会として、共通して質問する事項は、ただ今の案のとおりで、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、補佐人についてですが、本日の証人、有限会社乾ホーム代表者から補佐人の申し出がありました。

補佐人は、弁護士の坂木寿和さんです。

先ほど、ご決定いただきましたとおり、証人に補佐人を認めることとしますので、よろしくお願いします。

それでは、証人、有限会社乾ホーム代表者と補佐人の入室を認めます。

(●証人着席)

証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず本委員会のためにご出席いただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申しあげますとともに、調査のためにご協力くださいますようお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらとの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当する時は、その旨お申し出を願います。

それ以外には証言を拒む事はできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6ヵ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には拒む事はできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3ヵ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

また、補佐人についてですが、補佐人は発言をすることはできませんが、メモを取ることは許されます。

補佐人は、証人が委員長の許可を得て助言を求めた場合は、助言をすることができますが、自分の方から証人に対して助言することはできないことになっております。

以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

報道関係の皆さんに申し上げますが、テレビカメラ、写真撮影はここまででありますので、よろしく願いいたします。

全員ご起立願います。傍聴の方もご起立願います。

(全員起立)

それでは、●●●さん、宣誓書の朗読を願います。

○●証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

○井岡委員長 ご着席願います。

(全員着席)

証人は、宣誓書に署名捺印をお願いします。

それでは、これより証言を求めることとなりますが、証人に申し上げます。証言は、証言を求められた範囲を超えないこと。

また、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、こちらからの質問のときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。また、証人は委員に対して質疑をすることはできませんので、ご了承ください。

なお、委員各位に申し上げます。本日は、倉庫の無届解体に関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

また、発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

これより、証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言を願うことにいたします。

まず、人定質問を行います。



成23年4月18日取り壊したことを、平成23年4月21日に登記されています。このことについては、●証人は確認されておられますか。

○●証人 それは、現状というか、18日に取り壊しとなっているのですが、既に乾県議会議員が取得したときにはその建物は無く、そこ、賃貸しておりました、当時村本建設が賃貸していたと思うのですが、その方たちにも問合せし…ちがうわ。その方たちも、いつ解体したかは定かではなかったもので、18日取り壊しで法務局に届け出をしました。

○井岡委員長 この売買契約書において、売買の対象となる建物5棟が表示されていますが、これで全てだったのでしょうか。解体工事を請け負った株式会社山崎産業の見積書によると、無届けで解体された3棟のうちの1棟で、193.2平方メートルの建物があったはずですが、契約書に記載されていないのはなぜでしょうか。

○●証人 えっ、ちょっと待ってください。

○井岡委員長 先ほど言った登記されている建物ではなくて、今回取り壊された3棟のうち、大きい1棟と前の1棟と、もう一つの1棟、というのが193.2平方メートルの建物があったはずです。これは190ページ、ちょっと資料を。

○●証人 ちょっと資料が私ないので、地積測量図か何か、建物図面かありましたら…。

○井岡委員長 はい、これ、これ。

○●証人 これは、登記されていたのですかね。

○井岡委員長 いてなかったです。

○●証人 登記されていなかった…

○井岡委員長 登記されていないです。だから、現存に建物があって、取り壊しをされておられます。

○●証人 これはおそらく、横の壁が無かったので建物とみなされていなかったのではないのですかね。ちょっと僕もあれですが。柱だけがあったような記憶がありますけれども。建物として売買していないのかもしれない。

○井岡委員長 屋根はありましたかね。

○●証人 屋根はありましたのですかね、あったと思います。

○井岡委員長 はい、わかりました。

それでは次に、先ほどの今の柱の認識されていなかったという、仮に、契約書に表示されていない建物があったとしても、その所有者は買主である平野クレーン工業株式会社の所有と、所有権移転されたと考えてよろしいですか。

この所有者はだれであったと、不動産取引の中で認識されていたのでしょうか。

○●証人 この建物ですか。

○井岡委員長 はい。

○●証人 登記もされていないのですけれども、通常、カーポートとかでしたら、普通の家でしたら、カーポートとかでしたら、そのまま所有権移転してしまいますので、カーポートだけ残すということはないので、所有権は移っていると思いますわ。

○井岡委員長 はい、わかりました。

○●証人 ちょっとその辺わからないですけれども。

○井岡委員長 それでは最後に、この売買に関して、県や町の行政側やそのOB、あるいは政治家やその他、誰かに、何らかの働きかけをしたことはありませんか。

○●証人 それは、ないです。

○井岡委員長 以上で私からの質問は終わりますが、次に、各委員から補足の質問がありましたらご発言を願いたいと思います。

○山下副委員長 今、委員長の方から総合的に質問させていただいたことと関連するわけでありまして、不動産売買契約書の2ページにあります5つの物件の中で、今委員長が申しましたように、④のその建物は、この売買が契約がされた4月19日には現存していませんでした。それは今、●証人がお認めになったとおりでございます。

逆に、株式会社山崎産業が無届け解体をしたということで、今さまざまな角度から審査しているわけでありまして、その解体した3棟のうちの2番目に大きな建物、実際には192.3平方メートルございますけれども、その建物は、今、証人は壁がなかったと。確かになかったようでありまして、鉄骨で組み立てられ、屋根がちゃんとありますね、しかも屋根には石綿スレートが使用されておりました。そのことについて、やはり現存する建物での売買が当たり前だと思うのですね。もし登記されていなかったら、何らかの方法で逆に購入された人が登記すべきであるし、あるいは売る側もその登記して売るといふような取引をするべきだったと思うのですけれども、これ、この無届け解体を審査している途中で、実はお手元に示しております、建てたり壊したり、さまざまに変化しているわけです。その中で実際に解体されたのは1、2、3の建物です、示している。赤で示しているところは、実はその当時、もう既に登記に残っているんですけども、物がなかったと、こういうことで、我々当初その②の解体した2つ目に大きな建物が、その4月18日に解体したとして登記抹消にされているその書類がございましたので、これを我々

が当初、逆にとらえておりました。これは別途3棟を株式会社山崎産業が解体したのではなしに、別途1棟だけは4月18日に解体されたのだなど。ならば、これも届け出がなかったら無届け解体になるなど。こういうことで当該の土木部の技術管理課に問題提起しました。土木部技術管理課が調査したところ、実は②に示している建物ではなしに、これは既に消滅している建物で、登記が残っているだけだと、こういうことを立証してまいりました。ですから、私たちはこの2つの建物は別々の建物であるということを認識しているわけでありますけれども、多分ですね、有限会社乾ホームのサイドでもこの2つを取り違えられておったのではないかと、我々が当初取り違えていたようにね。ですから、5つ建物がある、登記5つあると、それがごろ合わせのようにあっただけの話で、大いなる勘違いではなかったかというふうに思うわけでありますけれども、●さんのご見解はどうですか。

○●証人 そのようなことはございません。調査士とともに一緒に見ておりますので、間違いはございません。

○山下副委員長 じゃあ、調査士がこの登記を消滅するのに4月18日、契約の前の日に解体したという届け出を法務局になさる、その際に、解体したときに業者が解体した証明をつけているわけですね、そうでないと登記抹消できません。そのことを含めてご存じだったのですか。

○●証人 登記抹消……。委員長、ちょっと相談していいですか。

○井岡委員長 はい。

○●証人 その辺はちょっと調査士さんをお願いしているので、ちょっと今、現時点ではわかりません。何の書類も僕の手元に今ないので、調査しないとわかりません。

○山下副委員長 そうしたら●さん、調査士とご相談いただいて、その報告を県に上げていただけますか。

○●証人 はい。

○井岡委員長 ほかに何かございませんか。

なければ、これで証人に対する質問は終了いたしました。

証人には、お忙しい中大変ありがとうございました。ご退席していただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

(●証人退席)

それでは、まず、補佐人についてですが、本日の証人、株式会社山崎産業代表者及び監

理技術者から補佐人の申し出がありました。

補佐人は、先ほどの弁護士、坂木寿和さんです。

それでは、両証人に補佐人を認めることとします。

なお、補佐人の席は、証人の後方席となっておりますが、●●証人の身体的な関係で、両証人の間に設けて、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

証人、株式会社山崎産業代表者、同社監理技術者と補佐人の入室を認めます。

(●●証人、●●証人着席)

それでは、証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申し上げますとともに、調査のためにご協力くださいますようお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらとの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっており



ます。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

また、補佐人についてですが、補佐人は発言をすることはできませんが、メモをとることは許されます。

補佐人は、証人が委員長の許可を得て助言を求めた場合は助言をすることができますが、自分の方から証人に対して助言することはできないことになっております。

以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。報道関係の皆さんに申し上げますが、テレビカメラ、写真撮影はここまででありますので、よろしく願います。

●●さんは、そのまま結構ですので、ほかの方、全員ご起立願います。傍聴の方もご起立願います。

(全員起立)

まず、●●●●さん、そのまま宣誓書の朗読を願います。

○●●証人 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。●●●●。

○井岡委員長 次に、●●●●さん、宣誓書の朗読を願います。

○●●証人 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。●●●●。

○井岡委員長 ご着席願います。

(全員着席)

証人は、宣誓書に署名捺印願います。なお、●●証人については、身体的な関係により宣誓書に署名することができませんので、書記にこの旨記載させることといたします。

どうぞ。

本日、証人として、●●●●さん、●●●●さんの出頭を求めています。お二人同席の上で証言を求めることにしたいと思います。よろしいですか。



●●●●●●●●●●生まれ。

○井岡委員長 それでは、倉庫の無届解体問題について証言を求めるわけでありましてけれども、委員長である私から最初に総括的に質問を行います。

まず、はじめに、ここ数年間で、アスベストによる中皮腫で死亡する人が毎年1300人を超え、また、アスベストの影響が強く疑われる肺がんの死亡者は、その2倍近くになっています。この数字はほぼ、交通事故死と同じ位のレベルです。

また、昨年10月、直木賞作家の藤本義一さんが中皮腫で亡くなっています。お父様の死は、阪神大震災と関係があると確信していますとかかりつけの医師から聞かされたお娘さんが訴えています。西宮市に住所があった藤本さんは、復興支援活動に熱心にとりくまれ、震災遺児向けの施設を運営されていたということです。

●●さん、ご存知だったでしょうか。

○●●証人 いいえ。

○井岡委員長 さて、この委員会には、今般の無届け解体工事に関して、土木部や高田土木事務所が行った関係者への事情聴取の報告書やその際提出された見積書等の資料が提出されています。そのなかで、平成24年7月13日の第4回事情聴取で株式会社山崎産業から提出された解体工事に係る工程表がありますが、これは、いつ、誰が作成されたのでしょうか。●●さんいかがでしょうか。●●さんいかがでしょうか。

○●●証人 記憶にございません。

○●●証人 ちょっと僕も記憶が定かではないのですが、着手前の計画のやつかなと思ったりもするのですが、はっきりとは覚えていません。

○井岡委員長 ちょっと工程表を見せます。

これはいつ誰が作成されたのでしょうか、●●さん、わかりますか。

○●●証人 これは、私が作成した分ですね。

○井岡委員長 いつですか。いつかわかりますか。

○●●証人 いつと言われると…着手前としか、ちょっと分かりませんが。

○井岡委員長 ●●代表は、同じく第4回事情聴取で、口頭契約に至る経緯をめぐって重要な三つの供述をしておられます。

① 平成23年4月末頃から契約内容について平野クレーン工業株式会社と協議を開始。

② 平野クレーン工業株式会社と工事範囲を詰めていく中で、工事の解体の届け出が必要と思った。

③ 契約内容は平成23年5月26日付けの見積書のとおりである。

これらの供述に間違いがありませんか。

○●●証人 もう一度1番から。

○井岡委員長 1番、平成23年4月末頃から契約内容について平野クレーン工業株式会社との協議を開始した。

○●●証人 やった覚えはないですね。直接はないです。

○井岡委員長 あ、契約内容について、平野クレーン工業株式会社と協議を開始したことはないのですね。

○●●証人 はい、記憶にございません。

○井岡委員長 次に、平野クレーン工業株式会社と工事範囲を詰めていく中で、工事の解体の届け出が必要と思った。

○●●証人 その時は、あの一、どういふのかな、リフォームという形で出そうか、出そうまいかと迷っていた時期やったと思います。

○井岡委員長 はい、それから3番目が、契約内容は平成23年5月26日付けの見積書のとおりである。

○●●証人 そのとおりです。

○井岡委員長 分かりました。次に、口頭契約に至る三つの流れに沿って質問をします。

●●代表にお聞きします。あなたが、平成24年7月13日の第4回事情聴取の際に、当初は改修と思い、届け出の対象に該当しないと思っていたが、平野クレーン工業株式会社と工事範囲を決めていく中で、届け出が必要と思ったと述べられていました。これは、いつ頃のことですか。

○●●証人 それ、言うたら、調書にあるとおりだと思うのです。

○井岡委員長 次に、協議の最終結論が、平成23年5月26日の見積書であるとするならば、その見積書にある旧村本建設株式会社倉庫改修工事という名称ををどう理解すればよいのでしょうか。すでに平成23年5月23日からの改修工事が始まっていたのです。やはり改修工事として着手していたと考えて良いですか。

○●●証人 はい。

○井岡委員長 平成23年6月27日の第1回事情聴取で、●●さんは解体ではなく修繕だと間違った解釈をしていた。今になって、県に相談すればよかったと思いますと述べられていました。ところが、次の平成23年7月20日の第2回事情聴取の際には、届出書

なるものを持参し、社長がリサイクル届けを作成し、私が提出するのを忘れていたと供述を大きく変えられました。なぜ変更されたのでしょうか。どなたかと相談されたのでしょうか。

○●●証人 あの一、今の文章で、修繕ということが出るのですけれど、修繕ではなく改修という説明したと思うのです。私が忘れていたじゃなしに、1回目の時に、修繕工事ということで、建物の天井部分を取っばらうのであれば、それは解体ではないかという指導も受けまして、そうしたら僕の認識不足でしたということで、会社へ帰って相談したところ、出すのを社長が先ほど言っていたように、どちらか分からなかったけれども、一応あったと用紙が、それを後から出したということですね。

○井岡委員長 次に、●●さんにお聞きします。

平成23年7月20日の第2回事情聴取の際、県から建設リサイクル法に基づく届け出のことをたずねられて、こう答えていました。

1番、施主が届け出をするのが通常である。2番、解体業者は届け出の代行業はできない。3番、ただ、施主の代理で提出することはある。

とするならば、●●さん。あなたが提出するのを忘れたとされている今回のいきさつは、施主の代理で提出されようとしていたのですか。

○●●証人 すみません、もう一度お願いします。

○井岡委員長 第2回事情聴取の際に答えておられます。1番は、施主が届け出をするのが通常である。2番、解体業者は届け出の代行業はできない、3番、ただ、施主の代理で提出することはあると答えておられます。

とするならば、●●さん。あなたが提出するのを忘れたとされている今回のいきさつは、施主の代理で提出されようとしていたのですか。

○●●証人 施主の代理、ま、3番にあたると思うのですけれど。

○井岡委員長 はい、結構です。

●●さん、●●さん、ご兩人におたずねします。

今、資料をお示しします。これは、資料16ページです。

今、資料をお示ししましたがけれども、この書類は、あなたがたが提出を忘れたと述べている解体に係る届出書です。

過日、2月19日の当委員会で、証人として出頭された平野クレーン工業株式会社の●●氏は、1、発注者の欄。●●さん、2、対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の

規定による説明を受けた年月日、平成23年5月16日について、覚えがないと否定されました。

この届出書は、発注者の承諾のもとで作成されていない文書ですか。

●●さん、いかがですか、●●さん、いかがですか。

○●●証人 はい、そうです。

○井岡委員長 え、承諾を…

○●●証人 承諾入れています。

(「え…」と呼ぶ者あり)

○井岡委員長 承諾を…

○●●証人 承諾を入れて、印鑑を押しています。

○井岡委員長 承諾を入れて、印鑑をいただいている。

○●●証人 はい、そうです。

○井岡委員長 ●●さん、それでよろしいですか。

○●●証人 そうです。

○井岡委員長 次、この届出書は、いつ、誰が作成し、また、誰が提出することになっていたのでしょうか。

○●●証人 提出をするのは、誰も決めていなかったです。作ったのは部長以外の者だと思えます。●●以外。●●は作っていません。

○井岡委員長 誰が作成したというのは。

○●●証人 その当時は、うちの専務か事務員か、そこらはっきりは覚えていません。

○井岡委員長 次に、また、●●氏は、私ども平野クレーン工業株式会社の関係者が、無届云々を知ったのは平成24年7月6日の事情聴取に係る高田土木事務所からの呼び出しを受けた時であると述べ、正直、建設リサイクル法を知らなかった私たちに、解体を専らの業とする株式会社山崎産業が、着工一週間前の届け出の義務等について、なぜ言ってくれなかったのかと事あるごとく問いただしたとの経緯の説明がありました。その際の株式会社山崎産業の弁明は一部、壁を残しているのが解体ではない。リフォームであると認識していたというものでありました。間違いはないでしょうか。

●●さん、いかがですか、●●さん、いかがですか。

○●●証人 はい。

○●●証人 はい。

○井岡委員長 次、5番、●●代表にお聞きします。御社は、解体業を主たる仕事と宣伝に努めてこられた建設業者であります。旧村本建設倉庫の解体をめぐって、解体の届出書の提出を忘れたとの御社の弁明の真偽を問うことを一端、据え置くとしても、他の法に基づく手続きは忘れたでは許されないと思いますが、次の事項についてお答えください。参考までに法令等の条文の抜粋をお示しします。

1番目、建設リサイクル法第10条第1項に係る届け出等の提出を忘れたとされてきました。ならば、法第12条第1項で、受注者が発注者に第10条第1項、第1号から5号までに掲げる事項について書面を交付して説明することが義務付けられています。書面を交付されましたか。説明をされましたか。

○●●証人 していません。

○井岡委員長 どちらも…。書類も交付されていないし、説明もされていないということですね。

○●●証人 はい。

○井岡委員長 次に、建設リサイクル法第13条第1項で、請負契約の当事者は、建設業法第19条第1項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないとなっています。この件で、株式会社山崎産業と平野クレーン工業株式会社の間で、所定の事項を書面に記載しましたか。さらに、署名又は記名押印をして相互に交付しましたか。

○●●証人 今のところ、記憶にございません。

○井岡委員長 次に、法第18条第1項に示しているところによれば、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したとき、元請業者は発注者に書面で報告することになっています。これについて、報告されましたか。また、それらの実施状況に関する記録を作成し、保存されていますか。

○●●証人 記憶にございません。

○井岡委員長 次に、石綿則第3条第1項の規定により40年間の保存を求められている事前調査の結果を記録して残していますか。

○●●証人 調査は…ないです。

○井岡委員長 次に、建築基準法第15条第1項に基づく建築物の除去届を提出していますか。

○●●証人 していないと思います。

○井岡委員長 次に、作業員への注意喚起と近隣への告知のため、建設リサイクル法第33条の示すところによる営業所及び工事現場ごとに公衆の見やすい所に、商号・名称、又は氏名、登録番号等を記載した標識を掲げましたか。また、写真等、その証拠はありますか。

○●●証人 なかったと思います。

○井岡委員長 次に、見積書に石綿スレート等の処理費や石綿ばく露防止のための仮設シート等の費用の積算がありませんが、何故ですか。

○●●証人 必要無いと思ったから。

○井岡委員長 次に、石綿スレートを手ばらし解体したと報告されています。作業員は防じんマスクや防護衣等を着用していたのでしょうか。

○●●証人 やっていたと思います。

○井岡委員長 次に、アスベストの解体に従事する作業員に少なくとも月1回の健康診断が義務付けられています。実行されていますか。40年間保管が義務付けられているその記録は保存されていますか。

○●●証人 はい。

○井岡委員長 今回の解体工事で管理責任者の選任を行いました。それは誰ですか。書面で残っていますか。

○●●証人 記憶にございません。

○井岡委員長 え…、今回の解体工事で管理責任者の選任を行いました。それは誰ですかというの、記憶にないですか。

○●●証人 ないですね。

○井岡委員長 はい。

次に、●●さん。あなたの会社は、建設リサイクル法第10条、第13条第1項に基づく書面や法第18条に基づく報告の書面化や記録の作成・保管がなされていないようですが、このような状態のまま、これまで解体業を続けてこられたのですか。そのような規定があることを知らなかったとか通常、民間レベルでは行わない等々の供述は、国や県から許認可を受けている業者としていかなるものなのでしょうか。どうお考えでしょうか。

○●●証人 施工方法はそのたび異なる場合があります。

○井岡委員長 はい。次に、●●さんにお聞きします。



あなたは、平成23年7月20日の第2回事情聴取の際、工事中、仮設、シート囲いですね、なぜ行わなかったのかという県の質問に対して、あなたは他の解体現場では行っているが、今回は道路との間に私有地が少しあったため、行わなかったと述べていました。現地の地図をお示ししますが、私有地はどこにあったのですか。

○●●証人 あ、私有地…ま、広い私有地がありますけれど、あの一、私有地があったからという、今の言葉、ちょっと僕もわかりませんが、そう言った記憶がないのですけれど。なぜ…、いや、僕はそれは言った記憶がないですね。

○井岡委員長 そうしたら、なぜ仮設、シート囲いを行わなかったのかということについてはどうお考えですか。

○●●証人 成型板のままでビスでみんな取り外して、割らずに、レベル3の石綿含有建材を扱うマニュアルにも書いてある通りに、それに基づいて成型板のまま外すので。なおかつ、9時以降でないと歩道に面するところはするなという指示を出しましたけれども。

○井岡委員長 ●●さんにお聞きします。

あなたは、平成24年7月13日の県の事情聴取の際、建設リサイクル、歩道の切り下げ等の書類手続き等も一括して引き受けたと述べています。歩道切り下げの書類手続きは、森田昌司建築空間設計事務所が担当されたのではないのでしょうか。

○●●証人 そこら、わかりません。

○井岡委員長 わからない…

○●●証人 はい。

○井岡委員長 次に、倉庫の解体工事でも、また、歩道切り下げ工事でも株式会社山崎産業として通学する児童・生徒の安全をめぐって広陵東小学校・幼稚園と打ち合わせをしましたか。どちらか。

○●●証人 弊社はしていません。

○井岡委員長 して…

○●●証人 していません。

○井岡委員長 過日の当委員会で、平野クレーン工業株式会社の●●氏は、発注に関わって次のように述べておられました。

1 番、まず、解体工事の発注をした。

2 番、歩道切り下げ工事は別途、設計事務所に設計と書類手続きをお願いし、見積りもそこからとった。

3番、 解体がすすむ中で、株式会社山崎産業から歩道も一括でやった方が全体の工事金額が安くなるとの提起があり、途中から歩道工事も追加した。

なぜ、一括すると安くなるのでしょうか。また、歩道工事を追加受注したのはいつでしょうか。2点お願いします。どちらか。

○●●証人 解体工事が決まって、それからしばらくしてから、歩道切り下げ工事も、土木作業もされるのであればできますかということで資料をいただき、それを請けました。なぜ安くなるかということは、重機の搬入搬出など経費分がちょっと安くなる程度で、安くなるのではないかという判断で言いました。

○井岡委員長 その歩道追加発注を受注したのは、いつ頃でしょうか。

○●●証人 それは…ちょっと、記憶にないですね。

○井岡委員長 はい、最後に、この売買に関して、県や町の行政側やそのOB、あるいは政治家やその他、誰かに、何らかの働きかけをしたことはありませんか。兩名にお聞きします。

○●●証人 一切ございません。

○●●証人 ないです。

○井岡委員長 以上で私からの質問は終わりますが、次に、各委員から補足質問がありましたらご発言をお願いします。

○山下副委員長 私の方から数点質問したいと思います。

宣誓にありましたように、おっしゃったことが正しいのか間違っているのか、うそか本当かは、この委員会にとっては大変重要なこととなります。慎重かつ正直にお答え願いたいと思うのですが、先ほど委員長の質問の中で、この●●さんの証言が、県の事情聴取における証言が、1回目の証言で、要するに修繕だと思った、そして県の説明を受けながら、やはり修繕というのはとらえ違いだったと感じたということで1回目の証言をされています。2回目の冒頭に、前回修繕だと思ったと言ったけれども、実際には届出書を書いてあったのだと、出すのを忘れておったのだと、こう証言を変えられているわけです、陳述を変えられているわけです。それをめぐって先ほど委員長の質問がありました。

●●さんからも明確にあったわけでありましてけれども、要するに、この届出書は行政の指導を受けてから書いたのだと。しかも、●●さんのきょうの証言では、それは●●さんがお書きになったわけでもなく、●●さんがお書きになったわけでもない、事務員かほかのだれかが書いたんだろうという話ですけども、それでいいのですか。●●さんにお聞き

します。

○●●証人 はい、それでいいのですけれども、社長が先ほど言っていた、その…出そうか出さないか、手元には捺印していないものがあって、この今回のことが出てから捺印を了解もらって、おくれながらも、もう出したというのが事実なのですけれども、先ほども修繕という言葉もあるのですが、修繕という言葉は使っていないので、修繕というたらもう修理の一環になるかなと思うんで、改修という説明を僕は高田土木事務所ですていたと思うのですけれども、済みません。

○山下副委員長 その辺の、正確な修理か改修か修繕かというのは、とらまえ方として大して変わらないと思うのです。問題は、今、●●さんが証言いただいたことも、先ほど社長がぼつっと言われたこととちよいと矛盾するのですね。要するに、だれがお書きになったのですかいうたら、私は書いていない、で、●●も書いていないと、事務員かだれかが書いたのだらうと、この届出書ですよ。にもかかわらず、あなたは届出書はもう書かれておったのだと、捺印のところだけなくて、で、捺印のことを、要するに平野クレーン工業株式会社の関係者に確認して捺印してもらったと、こうおっしゃいましたね。先日の平野クレーン工業株式会社の●●さんの証言によれば、その届出書なるものは見たこともないとおっしゃったのです。これ、どちらがうそをついておられるのか、重要な問題なのではっきりさせたいわけですから、しかも、この届出書の中の3番ですね、対象建設工事の元請業者から法第13条第1項の規定による説明を受けた年月日を記する、その欄に、この届出書の日にと同じく平成23年5月16日って書いてあるわけですよ。16日に株式会社山崎産業から平野クレーン工業株式会社の側に説明がありましたかと聞いたら、覚えもないと否定された。ならばですよ、あなた方は見せた、説明した、印鑑をもらったと。実際には法人ですから、法人の印が必要なのですけれども、この届出書には法人の印はありません。こういう形で、私どもは会社で、いわゆる俗に言う三文判を使って書類を会社の書類とすることはありませんとはっきり●●さんはおっしゃっておったのです。どちらですか、これははっきりさせたいと思います。

○●●証人 副委員長、それ承諾もらって、うちは押して持っていかせたのです、三文判は。

○山下副委員長 済みません、発言のときは委員長の許可を得てから。

●●さん、許可をもらったって、だれから、だれがだれからもらったのですか。

○●●証人 ●●に頼んで了解もろうてから、判こ押して提出しといてくれいうて持って

いかせました。

○山下副委員長 そうしたら、この届出書……。

○●●証人 用紙は見せてないです。

(「は。」と呼ぶ者あり)

この用紙は見せてません。届けが出てないから届けを出す必要があるんで、三文判を了解もろうて押しといて出してくれいうて、了解もろうてますんで。

○山下副委員長 それは社長が。

○●●証人 ●●に指示しました。

○山下副委員長 ●●さんに指示した。●●さんはだれから。

○●●証人 社長の方から担当である平野クレーン工業株式会社さんの●●さんに、今回届けを出てなかったということで、自分はリフォームやと思うてたんで出してなかったんで、ちょっと判この方を押させてもうて提出はさせていただきますということで、一応口頭では説明をしました、用紙は見せてないんですけども。

○山下副委員長 それはいつのことですか。

○●●証人 いつのことというとも明確な日にちはわからないんですけども、第1回、高田土木事務所へ呼び出しがあった後には間違いはありません。

○山下副委員長 要するに、解体が終わり、無届けだという問題提起があって、そして事情聴取にかかわって高田土木事務所から株式会社山崎産業に連絡があった。そして1回目、●●さん、あなたが行かれた。あなたが行かれて、ああ、改修だと思ってたんだけど、それは結果として自分たちの勘違いだと。こうして、1カ月後にあった2回目の県の事情聴取の際にこの届出書を持っていかれた。すなわち、了解を得たというのは、要するにこういう届出書を出さなきゃならなくなりましたということで、1回目の事情聴取と2回目の事情聴取の間に●●さんに●●さんから連絡したということね。その届出書なるものはどういふものかも見せないで、届出書を出しますよという形でこの書類を了解得たとして土木事務所に持っていったということですか。

○●●証人 はい、そうです。

○山下副委員長 確認しておきます。少なくとも、●●社長が先ほどもおっしゃいましたけれども、途中で届け出が要るのかな、どうかなという迷いはあったと。しかし、5月23日に着工して、着工したのは、その時点では改修、修繕というようなことで着工しているのではございませんか。

○●●証人 着工は着工しているのですけれども、どういったらいいのでしょうかね、ちょっと済みません、もう一度お願いできますか。

○山下副委員長 着工は着工としてしているのですが、こういう形で尋ねます。あなた方が5月26日付で平野クレーン工業株式会社に対して見積書を出されていますね、解体工事の見積書です。その見積書に書かれている工事名は旧村本建設株式会社倉庫改修工事と書いてあるのです、工事名。これは少なくとも5月26日に書かれた書類です、正式な書類ですよ。しかし、現実に工程表に従って5月23日に着工されているわけです。いいですか、5月26日付の見積書、社長によると、それが最終の値交渉の結論、もっと言えば●●さん、正式に言えば5月26日が契約日なのです。お宅はですね、●●さんにお聞きします、値交渉が決まらない間に工事契約って成り立つのですか。

○●●証人 うん、口約束でやる場合もあります。

○山下副委員長 だから、正式にですよ、口約束にしろ、今回のような簡単な見積書を交わすにしろですね、それはどうでもいいのですけれども、要するに、こういうトラブルが会社と会社との間で起こった場合にもですよ、契約というものが文書で交わされ、それを何らかの形で証するものがなければ主張できないのではないですか。

○●●証人 そうですか。はい、わかりました。

○山下副委員長 今わかってもらっても困るのですけれども。ですから、要するに着工した5月23日の時点で、はっきりとあなた方は改修工事として着手されている、そういう解体工事ではなしに改修工事として着手されているというのは事実ではございませんか、●●さん。

○●●証人 日にちのことまで言われると、実際本当にもう全然記憶がないので、資料に基づいておっしゃっていることは事実かなと思うのですが、工程表に関してこういう日程引っ張っていますけど、一応目安としての予定工程として、予定とは書いてないのですけれど、民間でも多々あるように、一応この日数でこれだけの間でかかるだろうという相手に対する目安としての参考としてちょっと書いているのが民間では多々あるので、この資料に基づいてちょっとどうこう言われると、僕ももう2年もたっているのに、日にち的にはちょっとわからないので、済みません。

○山下副委員長 そういうことを言われたら困るのですよ。あなたの会社はですね、社長、株式会社なのですよ、ね、県の知事の認可を受けた建設業者なのですね、あるいは特別に解体業の許可も、あっ、解体業の許可は建設業とったら要りませんね。いずれにしても、

法に基づく仕事をなさるのです、公共事業もなさるのですよ。なのに、自分とが出した見積書の日いち、自分とが発行した、ね、役所の要求に応じて出した工程表等々に基づいて質問していることに答えられないというのはおかしいでしょうがな、覚えていないって。日いちはいつどうのこうのって言っていない、そういう工期の切り方。工程表では5月23日が着工日になっていますね、その1週間前、5月16日にこの届出書を出した、出すつもりだったのだとこうおっしゃっていたから、それはうそでしょと云っている。その当時は出すつもりはなかったでしょう、出すつもりもないし、出していないしと。現に社長は4回目の県の事情聴取で、社長みずからがですよ、いろいろな値交渉をしてきたけれども、5月26日、見積もりを出したその日が最終の値決めするときだと、契約の成立と考えてくれていいですと県の事情聴取にそう答えてられている、それに基づいて質問するのは。ですから、あなた方は工事名もそうです、この届出書は後でつくられた。届出書、こういう気持ちがあったんだというあかしのために後でつくられた文書です。もっと言えば、役所の指導のもとにつくられた文書ですねと云っているわけです。どうですか、●●さん。

○●●証人 役所の指導に基づいてというよりは、捺印される前に社長のところにあつたというのは、僕は先ほどから言っているように、1回目の事情聴取の後に社長に連絡したときに、ここにあつてんけどもということをお聞きしましたので、だからそういう言葉になりました。

○山下副委員長 ですから、後先の問題はつきりさせますけれども、あなた方が発注者である平野クレーン工業株式会社に説明をなさったのはですね、あなた方、株式会社山崎産業が高田土木事務所及び県の第1回目の事情聴取を終わって、1カ月後の2回目の事情聴取までの間にこの届出書の作業をしたというのでしょ。要するに、出す用意はなかった、その証拠を一つ言いますね。

この届出書では、工事名、今度はこうなります、旧村本建設株式会社仮設倉庫解体工事になるんです。仮設倉庫っていうのは、ほかにほとんど使われておりません。お宅も旧村本建設倉庫改修工事と工程表にも出ていますし、見積書にもそう出ています。なのに、この届出書になると仮設倉庫になる、仮設倉庫に、これ気づいてました。

○●●証人 委員長、今、確認させてもらいましたけれど、ここまで目は通していなかったです。今、言われた指摘を受けてわかりました。日付の方もそうやと思います。

○山下副委員長 それで、要するにあなた方は届け出を出すつもりだったのだけれども、

届け出を出し忘れたのだったというのほうで、少なくとも着工したその日も含めて改修工事として仕事を進めておったと、こういうことに●●さん、なるのではないのでしょうか。

○●●証人 ならないと思います。

○山下副委員長 どうしてですか。

○●●証人 うそついていないからです。日付とこの確認させてもらったところ、はっきり覚えていないので、5月16日いうのも今、気づいただけです。

○山下副委員長 いや、だから5月16日というのは5月23日……。

○●●証人 作成ミスだと思います、僕にしたら。

○山下副委員長 どういうミスですか。

○●●証人 日付の。

○山下副委員長 どれぐらいやったらいいのですか。

○●●証人 いや、その当時のこと覚えていないので、こんな日付になつるとは、今、気づきました。

○山下副委員長 ●●さん、これはこれなりに合理性あるのですよ、23日が着工日でございますから。届出書は着工日の1週間前に出しなさいとこうなっているのですから、23日の1週間前は16日、合理的に合わせてあるのですよ、ちゃんと。23日から始まる工程表もですね、一番最後は●●さん、はっきりしていますな、6月30日までに仕事を上げたいと、これは平野クレーン工業株式会社の願いですから。王寺に借りているところを6月30日に出払わなければならぬという事情を聞いて、後ろは6月30日と決まっているのですよ、それで5月23日からの工程表をお組みになった。ほぼ工程表どおりに進んだ、解体工事は、あるいは道路の切り下げ工事も工程表よりも早く仕上がっていることも、我々も確認しています。

しかし、着工はほぼ間違いなしにそのような形で進んでいる。6月6日か7日に広陵町教育委員会に、通学路の横で解体工事しているのという通報が入りました。広陵町教育委員会、現場へ行きました、もう既に解体工事は終わっていました。工程表見たら、大体やっぱ終わっているのですね、工程表どおり工事進んでいるのですよね。工程表どおりきっちり1のものはこのとおりに進むか、2のものは進むかとかじゃなしに、23日ごろに開始してですよ、5月いっぱい大体解体が終わっている。そういう工程どおりに進んでいるし、この工程表は正しかろうと思うのですよ、その工程表に改修工事って書いてあるのですからね。さらに見積書、5月26日にお出しになった、多分社長が事情聴取の中で

述べられているように、値段を最終的に確定した、5月26日付で出した見積書にも改修工事って書いてあるのです。ですから、23日に着工した工事は改修工事として着工したのでしょうかなど言っているのです。なのに、我々はうそついていないと●●社長、おっしゃるわけです、大うそじゃないですか、もうそういうことおっしゃったら大うそになるじゃないですか。何をもってあなたは私の主張を覆しますか。

○●●証人 いや、何もございません。

○山下副委員長 ですから、資料に基づいてお聞きしているのでございまして、あと1点、私の方からお聞きしたいと思います。

工程表にありますように、この一連の解体工事とそして歩道切り下げ工事はですね、まず最初に解体工事があるって、敷地内の整備が進む、その後にやはり歩道切り下げ工事だと、こういう工事の段取りについて、私は工程表どおりだと思っていますし、●●さんどうですか、あなた現場預かっている人間としてですね、その順序に事が進むべきだし、実際に進んだということで認識してよろしいか。

○●●証人 まあ、それでいいと思います。

○山下副委員長 ならばね、先ほど森田昌司建築空間設計代表にお出まし願ひまして、お聞きしました。●●さんところは、歩道切り下げをめぐって、高田土木事務所と3月ごろから窓口と折衝なさっています。そして、くしくも5月16日、この届け出の日ですよ、に切り下げ承認申請が認められて承認されました、5月16日に承認されているのですよ。工事の段取りからいえば、じゃあ解体の届け出を出すとするならば、もっと早く、この道路切り下げの申請よりも早く段取りされるのが当たり前じゃないですか。なのに、5月16日やそこらですよ、まだ届けを出すか出さないかと、そんな話が通用すると思いますか。後で工事がするはずの切り下げが既に5月16日に承認されているわけです。3月末から折衝し、4月28日に申請書が出され、5月16日には承認されているわけですね。なのに、先に進むべき解体の工事の届け出が5月16日とは、これいかにと。先ほど確認した話と前後大きく異なるのと違いますか、段取りとして。

○●●証人 申請に関しても、全然私、弊社とも何も知らなかった話。とりあえず最初の話は現地で解体工事の説明を受けて、その見積もりを出してから、それから後の土木工事の申請用紙もここまでできてあるから、ここまであれば御社でできますかという弊社への問いかけがあったので、それでできますというぐあいだったので、それを受けました。

○山下副委員長 そしたら、繰り返しになります。では、株式会社山崎産業が平野クレー



ン工業株式会社から解体にかかわる仕事についてお話になったのは、会ったのは、何月何日ごろなのですか。

○●●証人 日にちまでは、ほんま正直わかりません。着手前でというのは間違いのないというのは、何らうそはついておりませんので。

○山下副委員長 もう少しまじめに答えていただきたい。お話があったのは着手前であることは確かだって、そんなこと答弁になりますか、あなた。着手前に話さなければ着手できないじゃないですか。余りにも我々を愚弄するような答弁しないでくださいよ。まじめに我々も資料を集め、あなた方がやった、見もしない聞きもしない事柄について、おかしいということで正しているわけですから、もう少し誠意を持ってお答えいただきたいと思います。いつごろ株式会社山崎産業にこの解体のお仕事があったのですか、問い合わせがあったのですか。

○●●証人 補佐人と相談させてもらいます。

○井岡委員長 どうぞ。

○●●証人 済みません、本当にもう2年ほどたっていますので、ちょっとはっきりとした日にちは、済みません、もうほんまええかげんなことも言えないので、記憶にちょっとございません。

○山下副委員長 思い出していただかなくてもいいのです。事実、文書になっている事柄について再度確認します。5月26日に見積もりを出したという書類は知っていますね。

○●●証人 はい、見積もりの資料、ここにはないですけど、そう書いてあればもう間違いはないです、見積もりの日付どおりであれば。

○山下副委員長 工程表、先ほどお尋ねしたら、要するに5月23日着工でした、工程表から見ればですね。5月23日以前であると、これは当たり前の話ですわね。しかし、5月23日着工の工程表をつくるにはですね、やはり解体工事の日にちとですよ、こちらの道路を切り下げ、歩道を切り下げの仕事の段取りも含めて考えなければならぬから、少なくとも1週間以上前に工程表はつくられたと見ていいですか。

○●●証人 見積書を、どの見積書か自分でもちょっと今わからないのですけれども、先ほどから言っていますように、解体の見積もりだけで出した見積もりと、合切でもう合わせて出したときの見積もりの日にちのずれはあると思いますので、済みません。

○山下副委員長 それは2通りあるのを、我々もその資料を持っています。とりあえず解体の見積もりです。5月26日付で平野クレーン工業株式会社へ出しているのです。で、

5月26日というのは、繰り返しますけれども、23日から仕事しているのですから、もう着工しているのです。そしたら、少なくとも工程表はその直前というわけにはいかないでしょう、いろいろ仕事の段取りあるのですから、少なくとも1週間前には工程表はできていると見ていいのではありませんか、通常。

○●●証人 1日前に書けと言われたら書けないことはないので、目安として一応書いていますので、相手さんの段取り云々のこともありますし、一応相手さんの工事の進行、予定どおりにいっているかいうのを目安として書いてますので。

○山下副委員長 ●●さん、ちょっとまじめに考えましょうよ。我々も一生懸命資料を探してですね、積み立ててきたのですよ。1日前でも書けるなどと言わないでください、仕事にならないじゃないですか、職人も含めて、ね、そんな工程表つくりますか。ですから、私は少なくとも1週間前までにはつくるものでしょうと。

角度変えます。1,440平方メートルになんなんとする建物の解体した覚えありますか、あなた。

○●●証人 いや、ありません。

○山下副委員長 でしょう。高田土木事務所の当時の所長もですね、1,440平方メートルほどの建物の解体を、私が在任中、受け付けたことないと言っているのです。さらに、あの間口、私は14メートルと認識しておりました。きょうの証言で12メートルに縮めたようですけれども、それぐらいの広い間口の切り下げ工事も極めて珍しい大型の工事ですと高田土木事務所は言っておりました。当然その仕事を受ける側ですよ、やはりあしたから始めるというて1日前で見積もりできますっていう話、違うでしょうがな。そこらも含めて23日着工、ね、23日が24日になったかわからん、そんなことはどうでもいいんですよ、23日着工という工程表をつくったのは1週間前ですか、10日前ですか、1月前ですかという聞き方をしているのですから、あなたもまじめに事を思い出してくださいよ。

○●●証人 済みません、記憶もちょっと定かではないのですけれども、記憶どおりにちょっと言っただけで、はっきりとはちょっとよく思い出せないのです。

○山下副委員長 非常に心証を悪くしています、あなた方の態度は。要するに真実を明らかにしようという姿勢がない。きょう、どういう形で証人に来ていただいているのか、あるいは宣誓を何のためにしてもらっているのか、それじゃさっぱりわかりません。何のためにあなた方、その場にお座りいただいているのかもわからないわけでございまして、要

するに心証としては極めて悪いということを申し上げておきます。

○井岡委員長 ほかにだれかございませんか。

○高柳委員 ●●代表をお願いします。

○●●証人 はい。

○高柳委員 県の方からですね、文書注意を受けていますね。

○●●証人 はい……

○高柳委員 文書注意。

○●●証人 受けてもうています。

○高柳委員 3点にわたってなっていますけれども、どういう注意だったのでしょうか。

○●●証人 覚えていません。

○井岡委員長 ●●さん、覚えていないのですか。

○●●証人 書類はもらいましたけど、内容まで今、記憶にございません。

○高柳委員 ●●さん、同じ質問です。

○●●証人 僕も書類はいただいていますけども、内容まではちょっと記憶に、済みません。

○高柳委員 ええっとですね、委員長がまとめて質問していただいた流れの中でですね、今回は無届け事案ということで、そのところをなぜそういう無届けになったのかということ掘り下げていく。で、事情聴取の中で、いや、出すのを忘れていたのだとかっていうくだりもありました。それだけじゃなしに、単に忘れていたのをほかのところでも聞いていこうということで、委員長は建設リサイクル法の届け出以外のところでどこまできちっとされていたのかということ聞きました。で、注意処分は3点ありました、届け出の問題、契約の問題、報告書の問題ですよね。で、一番最初の問題でね、記憶にございませんと●●さんがおっしゃいました。請負契約の当事者は互いにですね、署名、押捺して文書を持たなあかんということと、その文書の中に書くべき事項があります。そのことは、注意処分を受けたら、例えば会社の中で今後そういうことをしないようにしようということで話になったと思うのですよね、そういうことはやりましたですか。それが1点と、もう一つは、法18条、建物を解体してアスベストが出てきました、そのことをきっちりと処理しましたっていうことを発注者に報告しなければだめなのですよね、そのことも●●さんは、先ほど記憶にございませんって言いました。私はね、今回この委員会は、県のそういういろいろな仕事がどういうふうにも有効的にきっちりとされているのかっていうこと

も含めてやっぱり詰めていかなければいけないと思うているのですけれども、法律にない県の裁量で、文書で業者に痛くもかゆくもない文書処分をしたということで僕は思うているのですけれども、県はすごく効果があるのだと言うているのですよね。どういう効果があったのかということで、今、聞いているのですよ。ということで、改めてですね、法の第18条の問題と13条の契約の問題について、●●さんと●●さんにお答えいただきたいと思います。

○●●証人 18条は、それ19条…。あ、18条か。請負契約書は、会社へ帰って見ないとちょっとわかりません。僕、対面でやっていないので。

○高柳委員 契約書はないということで処分されているのですよ、注意処分を受けているのですよ、●●さんは今回。で、解体工事に伴っては、何ていうのかな、解体工事に要する費用とか分別解体の方法とかいろいろなことを互いに確認して契約して、金額幾らかっていうのを決めて、で、請負は契約が成立するっていう、そういうふうに建設リサイクル法もなっているし、もう一つの建設業法ですか、それでもなっているのですよ。それを守らなかったっていうことで、今回、無届けだけではなしにそのことでも処分されているのですよ、●●さんわかっていますよね。で、そういうことを●●さんはどういうふうに認識していますか。

○●●証人 今回、平野クレーン工業株式会社さんところでその行政的に各課の人がいろんな環境また廃棄物対策課からもいろいろ事細かく指導を受けまして、それにまた伴い、他の工事に関する方向性もそういうぐあいに修正して、会社の方で動いています。

○高柳委員 僕は無届けのこと以外にね、石綿則っていうのか、石綿に関する厚生労働省の方の法律とか、建設、石綿にかかわることをきちんとやっているかどうかということ委員長がまとめて聞いていただきました。で、そんな中で、ほかもあるのですよね、ちょっとメモしてきているのですけれども、仮設テントが、足場を組んで仮設の話がありましたですね、質問の中に。で、そういうのは必要がないと思ったから、今回は見積もりの中に入れてないというふうに言うたのですけれども、僕は回答にはなっていないと思うのですよね。石綿則の中で養生シートはしないとあかんとなっているのですよね、レベル3でも。で、そういうこととか、防じんマスクとかそういうのはしていたと思うっていうのではなくて、やはり一つ一つ工事を請け負ったときには写真を撮って、そのことを、この工事でこういうことをしていたっていう報告が欲しいのですよ。ただやっていたと、マスクはしていたと思うだけではね。で、僕らは1回目から4回目の事情聴取の中でもずっと言うて

いたのは、それを証明する写真とか実証するものが欲しいって言うていたのですけれども、一つも出されていないのですよ。この場所で、●●さんはやっていたと思うというふうに答弁しています。そんなことは僕は信用できないし、やはりやっていたと思うのだったら写真を出してほしいと思います。

で、もう一つは、解体工事の管理責任者はだれですかというふうに質問したと思うのです。そうしたら、記憶にございませんっていうふうになるのですけども、●●さんところで管理責任者になる資格のある人ってだれですか、複数何人もいてるのですか。で、それは今回のときにはやはり書類で残しておかなあかんと思うのですよね。で、それは答弁ではいとも簡単に記憶にございませんっていう言い方をすることは、やはり誠意がないっていうふうに僕は思います。もう一度そのところで、●●さんのところで管理責任者になるべく資格のある人が何人いて、本当に複数たくさんいてるので、今回の解体工事でだれがなったのかわからないというのやったらまだわかりますけども、1名か2名やってわからないという話はないと思うのでね、その答弁はいただけないなと思って、もう一遍、委員長の質問に深めて聞かせていただきたいというふうに思います。

○●●証人 済みません、今回の管理責任者は私になってます。それで、社内的に管理責任者はまだ、まあ解体経験者は豊富なベテランの人間も複数いますので、立てる場合もあります。で、あとは、アスベスト含有建材を除去するに当たって、作業員の健康障害を守るために、防じんマスク、めがね等など使用するいうのも、それもさせていました。

○高柳委員 日常的にそういう解体工事するようなときにはマスクっていうのはしているのだったら、写真とかあるでしょ。それはほかのところでやっているのだったら、こういう形でやっているとかっていう写真をね、やはり県にあげるべきだっていうふうに思います。そんな資料をください。

で、じゃあ続けて。で、もう一つは、やはり●●さん、記憶にないっていう今の委員長に対する答弁っていうのですか、答えは、僕はだめだと思いますよ。それは逆にですね、こんな大きな、何ていうんですか、無届けのことでこういう事態になっているのですからね、わからなかったら白井さんにどうかとっていう話を聞きながら、一つ一つ丁寧に答えてほしいなというふうに思います。

で、もう一つですね、改めてもう一度最初に戻るのですけれども、県から3点にわたって文書注意処分を受けました。そのことに関して、記憶にございませんっていうたのかな、●●さんが。記憶にございませんっていうのを2回おっしゃいました。で、私は一番最初、

●●さんがやはりこの場所で委員長の質問に答える前にね、言うべき会社としての姿勢があると思うのですよね。こういう事態になってしまって、きょうここに来ている皆さん方にやはり会社としてのわびを言うべきだっていうふうに僕は思うたのですが、それもなくて、もう淡々と答えられている。で、そういうことの中で一番肝心な県がもう間違いなしに、何ていうのですか、県の裁量でない処分を特別につくってもうて実損のない処分してもらっているのに、そのところの意味を何か吐き違いで、記憶にございませんっていうふうなことを言うてしまうことに関して、すごく僕は疑問に思っているのですけれども、そのところに関して何か言うことございませんか。

○●●証人 委員長、相談させてもらってよろしいですか。

○井岡委員長 はい。

○●●証人 委員長、よろしいですか。

○井岡委員長 はい。

○●●証人 この処分について、知らないとか言った覚えは全然ございませんので、処分についていう話、勘違いしていますので、私。

○高柳委員 委員長が質問したのは、注意処分の3点目のことに関して、どういう契約のこととかね、そういうことを聞いたと思うのですよね。で、そのことは理解できなかったときは理解できないというふうに返したらいいのを、記憶にないっていうふうに答えていることがね、誠実な答え方になっていないのですよっていうことを僕、伝えているのです。そういうことなので、僕の心証は、県が注意処分していることに関して、改めてこのことをどう思いますかっていう質問に関して、いや記憶にございませんっていう答え方っていうのは、それはいかなものかなっていうことで言うただけで、僕の質問じゃありませんので、はい、心証を悪くしてますよっていうことの意味を言うときます。以上です。

○井岡委員長 わかりました。

○太田委員 もう手短かに質問させていただきます。

先日、平野クレーン工業株式会社の総務部次長がここに来られまして、で、平成24年7月6日に平野クレーン工業株式会社の代理人に対して行われた県の事情聴取と関係者への事情聴取ということで、呼び出されたということですが、平野クレーン工業株式会社からおっしゃっていることは、本日の呼び出しは、平野クレーン工業株式会社としては寝耳に水だと。株式会社山崎産業にそのことでクレームを言ったところ、すべて株式会社山崎産業に責任があると言ってもらって結構ですと言われていて、このようにおっし

やっているのですけれども、このようにすべて株式会社山崎産業に責任があると言ってもらって結構だとおっしゃったのは一体どなたなのかっていうことについて、まず1点お伺いしたいと思います。

○●●証人 多分自分かなと思うんですけども、ちょっとどういう意味ですかと言われたら、ちょっと今すぐにちょっと、済みません。

○太田委員 はい、本当にこのやりとりが余りにもその客観的な事実に基づいておりませんので、もしそのようにおっしゃっているのであれば、本当にこの中身が、全くかみ合っていないので、このことの意味をもう少し深く受けとめていただきたいと思います。

2点目は、6月10日に広陵東小学校で平野クレーン工業株式会社と教育委員会、それから広陵東小学校と、今回の工事についてお話がされておりました、大型クレーンの車両基地として使用するということで、3点お話がございました。そのうちの1点が、6月11日から20日まで、この出入り口の工事等を開始すると、こういう話が行われているのですけれども、先ほど学校との間での話、協議はされていないということでしたけれども、平野クレーン工業株式会社を通じて、学校でこういう実は話し合いがあるのだということについて、何か相談は受けてなかったですか。

○井岡委員長 わかりますかね。

○●●証人 相談という相談は多分なかったかなと思うのですけども、まあ学校側の方はまた頼みますよということも言うたような言わんような記憶です。済みません。

○太田委員 このときの相談の内容というのは、児童の登下校の8時30分から工事を始めるとか、また工事中はガードマンを配置するというのは、これは株式会社山崎産業からこういう話がなければ平野クレーン工業株式会社からこのような話は出てこないかと思うのですけれども、いかがですか。

○●●証人 平野クレーン工業株式会社からですね、まあ登下校の時間外で、うちのガードマンじゃなしにうちの見張り、警備というのかね、見張り番を1人つけてやったということで、まあガードマンがわりでさせてはいただきましたけれど。

○太田委員 この後、父兄に対しての説明会というのがその日の昼から行われているのですけれども、今回この工事に関してのいろいろなご意見、父兄から出されているのですけれども、その中で一切そのアスベストの問題については触れられていないということです。で、先ほどのお話の中で、直接学校とはやりとりはしていないということではございませんけれども、平野クレーン工業株式会社を通じて、本来であればこの学校に対してアスベ

トを含有しているものを解体するのだということを、小学校にそのことをこう伝えるような手段を私はとるべきではなかったのかと思いますけれども、先ほどおっしゃったように、そこに工事を担当する現場の人たちは防護マスクをつけるとか、そういう対応をするということであれば、近隣の小学校に対してもしかるべきこの対応っていうのを、あるいはこの注意っていうのを促すべきではなかったのかと思いますけれども、その点はいかがですか。

○●●証人 近隣へのお知らせ、報告をするというのを、義務化になっているのに対して、非常に申しわけないと思います。

○太田委員 行われていなかったということでございますので、そういうことだったのだということを受けとめさせていただきます。以上です。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で証人に対する質問は終了いたしました。

証人には長時間ありがとうございました。ご退席していただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

なお、この時間を利用して、10分だけ休憩をとりたいと思います。

(発言する者あり)

いや、今退席される時間だけ、5分ほど、5分だけトイレ休憩を。そのあいだに…

○●●証人 委員長、よろしいですか。

○井岡委員長 はい、もう退席してください。

○●●証人 今日は誠に申し訳ございませんでした。お時間とっていただきありがとうございました。

○山下副委員長 はい、ご苦勞さまでした。

○井岡委員長 それでは、5分間だけ休憩にします。そのあいだに用意をお願いします。

(●●・●●証人退席)

15:24分 休憩

15:27分 再開

○井岡委員長 それでは、再開します。

証人、高田土木事務所の当時の建築課長の入室を認めます。

(●●証人着席)

証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず本委員会のためにご出席いただき、



誠にありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申し上げますとともに、調査のためにご協力くださいますようお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらとの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。報道関係の皆さま



○井岡委員長 それでは、倉庫の無届解体問題について証言を求めるわけでありましてけれども、委員長である私から最初に総括的に質問を行います。

まず、1点目。●●さん、あなたは、平成23年6月17日、広陵町百済で倉庫解体の情報があって、届け出の台帳を調べた結果、無届が判明し、すぐに現場へ行ったが、南面の壁が残っているだけで他のところは解体済みであり、県道切り下げの現場にいた人から聞いて、株式会社山崎産業の●●さんに電話を入れ、次の内容を聞き出したと話しておられます。その内容とは、2週間前に解体工事を完了した。リサイクルの届けを出したかと聞いたら、残す部分があるのでリフォームの類かなということで届け出はしていない。スレートは解体して外して、今は保管している。とのことであったようですが、この内容に間違いありませんか。

○●●証人 間違いございません。

○井岡委員長 次に、●●さん。今、確認したあなたと株式会社山崎産業の●●さんとの電話でのやりとりで不思議なことがあります。建設リサイクル法第10条で、工事に着手する7日前までに届け出ることが求められているのは発注者ではありませんか。なぜ、工事の受注者である株式会社山崎産業の関係者に届け出云々を聞くのですか。

○●●証人 工事の内容のことでもございましたので、解体業者に聞く考えでもございました。

○井岡委員長 旧村本建設の倉庫の解体の発注者が誰であるかを特定したのはいつですか。

○●●証人 第1回受注者の事情聴取を、6月27日だったと思うのですが、その時に行いました。その時でございます。

○井岡委員長 株式会社山崎産業がはずして保管していると述べた石綿スレートにかかる写真は撮影されていないようですが、県の●●技術管理課課長補佐、当時の、保管されている石綿スレートの写真を撮るようにと指示があったのではなかったでしょうか。なぜ指示に従わなかったのですか。

○●●証人 私は、その指示ということの覚えがございません。

○井岡委員長 はい、次に、平成23年7月20日の株式会社山崎産業への第2回目の事情聴取にあなたは出席していません。その際、提出された解体に係る届出書をお示ししますが、この届出書をあなたはご存じでしょうか。もし、ご存じであるなら、知ったのはいつですか。

また、この届け出が着工7日前の平成23年5月16日に出されていたら、受理していましたが。その3点お願いします。

○●●証人 私は、委員長と同じように第2回は出席していなかったものですから、第2回の事情聴取の議事録が回ってきた時に、たぶんこれがついていたと思うので、その時でございました。

それとあの、届出書が、もし工事1週間前に届けられていたらどうかというご質問ですが、届け出は、土木事務所の受付で課の人間が受け付けてくれているのですけれども、こういうものが出された場合については、1週間前であれば、受け付けておったと思います。

○井岡委員長 次に、今回の無届解体にかかる県の取り組みが、平成23年7月20日の株式会社山崎産業への第2回事事情聴取を最後に長期間ストップしました。何が原因と捉えていますか。わかる範囲でよろしいです。

○●●証人 第1回事事情聴取を行うに当たりました時から、県庁の技術管理課から受注者を呼び出す起案とか、呼び出す日にちとか、そういう指示がございまして、その時点から県庁の技術管理課の主導の下に動いていたということもありまして、その後、第2回事事情聴取をやったのですけれども、それも、県庁の指導の下にやったという事実がございまして。そういうことで、県庁の指示を待っていたということが真実です。

○井岡委員長 それでは、最後に、この事案に関して、県や町の行政側やそのOB、あるいは政治家やその他、誰かから、何らかの働きかけを受けたことはございませんか。

○●●証人 何もございません。

○井岡委員長 以上で私からの質問は終わりますけれども、次に、各委員から補足質問がありましたらご発言を願いたいと思います。

○山下副委員長 私から数点、●●さんにお聞きします。あなたが高田土木事務所の建築課長に在任中、今回の1,400平方メートルになんなんとする大きな建物の解体があった記憶がほかにありますか。

○●●証人 経験ございません。

○山下副委員長 次に、あなたは平成23年6月17日、通報を受けてですね、庁内の台帳を調べたところ、届け出がなかった。だから、現場へはせ参じて、先ほど委員長が述べたような内容の確認を●●さんとの間で行ったとおっしゃいました。で、そのとき、たしかあなたは解体現場から、要するに広陵町百済の当該の場所から●●さんの携帯に電話されたのですね。携帯番号をご存じだったのですね。

○●●証人 それは事務所へ帰ってきてから、土木事務所の電話で、現場で聞いて帰った携帯電話に電話を入れたというのが真実でございます。

○山下副委員長 では、あなたは当該の解体済みの現場に足を踏み入れていないわけですね。

○●●証人 うちの調整員と2人で行ったのですけれども、その前までは行ったのですが、歩道の切り下げの工事をしていたところからは、ほのかに中は見たのですけれども、中へ踏み入れるということは行っておりません。

○山下副委員長 県の担当した技術管理課の課長及び課長補佐も現場へ足を運んでないのです。それは、要するに現地調査と称して1年後に解体現場へ足を踏み入れましたけれども、あなたも含めて解体現場に足を踏み入れていない。どうしてそういうことになるのですか、無届け解体。多分、あなたが着任して初めての無届け解体事案ではなかったのですか。なぜ現場に足を踏み入れようとしなかったのですか。

○●●証人 確かに初めての無届け解体の経験でございました。それと、なぜ現場に立ち入らなかったかということはどうですか、多分、現場に最初に駆けつけたときに、2週間前にもう既に終わっているよという話でございまして、で、帰ってきてから解体の担当者に電話で聞いたところ、そのとおり2週間前に終わっていますということは言っていましたので、まあ現場の中では解体ということがもう既に終わってるものだということで、現場の中を見るということは思いつかなかったというか、考えませんでした。

○山下副委員長 で、あなたは事務所へ戻ってから●●さんに電話入れたと、こうおっしゃいました。そしたらお聞きします、●●さんはあなたと以前から顔見知りであったのですか。

○●●証人 全く存じておりません。

○山下副委員長 ならば、その電話のやりとりで石綿スレートを保管していると、これは聞いたのでしょうか。どこに保管しておったか、ね、そのことについて、なぜあなたは聞かないのですか。

○●●証人 電話で聞いたとき、石綿スレートは今も別の場所で保管しているというようなことを言われたような気がするのですが、それ以上追及はしておりません。

○山下副委員長 最も大事な、あるいは、逆に言えば、唯一の具体的な証拠なのですね。そのほか何の証拠もない、残ってないのですよ、鉄骨の果てまで、ね。その石綿スレートを、あなたは担当の課長でしょう、その石綿スレートがどれぐらいの量で、どこで保管しているのだと、当然、担当課長であればそこに思いをめぐらせて当然だと思うのですが、なぜそこに思いがめぐらないのですか。

○●●証人 私どもが所管している建設リサイクル法は、もうご存じのように、3資材と  
いますか、木材、コンクリート、アスファルト・コンクリートという3資材の分別解体  
をして、それをまあ再資源化しようというのが目的でございますが、そのスレートという  
ところまでですね、私どもが、どういうんですか、所管いうたらおかしいのですけれど、  
そういうところまで思いが至らなかったというのが事実でございます。

○山下副委員長 その辺に今私たちが最も重視している問題点が潜んでいるのだと思いま  
すよ。

で、次にお聞きしますが、このにせの届出書、私あえて言います、こんな届出書を出そ  
うと思っててんと、届け出するのを忘れててんと。しかもですよ、この判を押して出して  
おきますよと言ったのは、あなた方がやった第1回目の事情聴取と第2回目の事情聴取の  
間ですよ、その間につくったのです。多分、私は土木事務所からご指導があって出てきた  
のだと思いますけれども、まずお聞きします、ご指導されたのですか。

○●●証人 そういうことはありません。

○山下副委員長 土木事務所というのは奥深いんで、今の事務所に勤務している人たちは  
しなかったかもしれないけれども、かつて勤務しておった人、あるいは先輩方々、こうい  
うことになったら大変親切な方が多いので、アドバイスなされたのだろうと思います。で、  
これはまたおいおい次の機会の証人尋問でも明らかにしますけれども。

まず、先ほどあなたはこれが届けられておったら受け付けたと、こうおっしゃいました。  
実はね、株式会社山崎産業の平成22年、平成23年度の解体届け出はそれぞれ16件、  
23件。平成22年に16件、平成23年度に23件届け出している、これは高田土木事  
務所の分です。そのほとんどすべてで、届け出の代理人は株式会社山崎産業の関係者が届  
け出しているのです、ね。この届出書も●●さんの名前でしようとしているのですね。●  
●さん自覚なかったのですよ、先ほど聞いたら。ないほどに常態化しているのですね。株  
式会社山崎産業は届出書の代行はできるのですか。

○●●証人 そういうこと、ちょっと詳しくございません。

○山下副委員長 当該受け付ける部署の課長が詳しくないなどと言ってもらっては困るで  
すがな、ねえ。この平成22年度、平成23年度合計30数件のですね、40件になん  
んとするこの解体の届け出は、ほとんど同じパターンでございます。じゃあ、これはご存  
じですね、法人は法人の印鑑がなけりゃだめだっていうのはご存じですか。

○●●証人 私は、平成23年4月にですね、高田土木事務所へ赴任して来たわけなんで

すけれども、この何ていうんですかね、●●さんの名前でそれまで届け出てたということが、後で調べて1件か2件かあったぐらいのことです、それまでは本当に詳しくございませんでした。

**○山下副委員長** いえ、これまで建設委員会等でこの問題について取り組んできました私、県を通じて高田土木事務所で受け付けた株式会社山崎産業にかかわる、いわゆる届出書の写しをすべて持っております。9割9分が株式会社山崎産業が代理人として届け出ているのですけれども、もう一つお聞きします、もう一つ。

私の認識では、受注者である株式会社山崎産業は届け出業務はできない、代行業はできない、なのになっている。その場合、じゃあ代理はできないか、代理はできます、その際に委任状が要るのです。そのすべてで委任状を取っていますね。

**○●●証人** ちょっと詳しくないというのが事実でございます。

**○山下副委員長** 委任状が要るということをご存じだったですか。

**○●●証人** このリサイクル届けについては、委任状が要るということは存じておりませんでした。

**○山下副委員長** 法律つくっても条例つくっても、あなた方にとってざるなんですね、ざるで水すくうようなものですよ。窓口業務の建築課長がそんな状態ではですね、何をか言わんやですね。この届出書は多分、僕はあなたが言ったように、届けられたら受け付けていたと思います、あなたの認識と同じく。そして、高田土木事務所へ確認してください、一切委任状はないと思います。法人の届けに、いわゆる三文判1個で届けられた案件も何件かございますね。そしたらですね、発注者責任という責任はですよ、全くないがしろにされているわけですね。

あなた建設リサイクル法に詳しくないと言いましたけれども、そもそも建設リサイクル法、釈迦に説法かと思って言わなかったけれども、これは、要するに阪神大震災のときもそうでした、要するに倒壊した建物をミンチでぐわっと解体して、それを山林やですね、河川敷やあるいは平野部の空き地にですね、固めて捨てて大変社会的な問題になりました。資源再利用という法律をつくって、分別解体して利用できるものは再利用していこうという形でこの法律が調うた。そして、平成17年前後にですね、このアスベストの問題が大きな社会問題として取り上げられるようになってですよ、不動産の取引でも重要事項の中にアスベストあるやなしやの点検をしなきゃならないと、こうまで言われてきて、建設リサイクル法分別解体の中にアスベストを載せたのです。アスベストの問題を後からのせて、

あなたの認識にあるように、極めてアスベスト問題が軽視されている、ないに等しい扱いを受けているのです、奈良県でね。あなたの答弁を聞いていたら、全くそのとおりでございますね。要するに、こういう状況で、状態で、窓口で点検すらできない、発注者責任でしょ、私、先ほどからずっと株式会社山崎産業に事情聞いてましたけれども、株式会社山崎産業の見積書にはね、アスベストの処理にかかわる経費、分別回収の処理にかかわる経費、一切見積もられていませんね。そんなことについて、だから、それも含めて自分のみ込むという形で仕事をとってくる、そんな状態が横行しているのですよ。

また、別の解体業者はね、ありもしない建物を解体したという形で法務局に届け出しているのですよ。かつて、いつの日か解体されて登記がそのままになっているその登記を消すために、あろうことか、この事態が起こっている4月18日に解体したのだと、これ法務省の登記簿に残っているわけで、高田土木事務所に聞いたら、もちろんそんな解体届けは出ていない。ねえ、大変ですよ、これ。そういう事態も含めましてですね、どうも解体にかかわる行政がずさんであることのすきを突かれて、こういう不法な、無法なですね、事態が発生しているのですけれども、それらについて責任感じませんか。

○●●証人 勉強不足というか、認識不足ということについては反省しております。

○山下副委員長 この百条委員会が収束されて以降の建設委員会等々でもまたさらに深く追及しなければならないと思うわけですがけれども、少なくともきょうの宿題としてね、平成23年4月18日に解体し、平成23年4月21日に登記抹消されている建物がこの敷地内にあったのですよ。それはどういうことで登録抹消されたのか、その経過についてですね、あなたの方から当委員会に早速に報告してくれますか。

○●●証人 現在、私、郡山土木事務所の建築課に勤務しておりますので、また高田土木事務所に引き継いだ者にこの管内のことについては聞いてですね、やっついこうと、そういうふうに思っております。

○井岡委員長 よろしいですか。

○山下副委員長 はい。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

○高柳委員 簡単に、届け出の話です。山下副委員長はにせの届け出って言うたのですけれども、その届け出が出されたときに、その届け出を検証したかっていうのか、届け出が正しいかどうかというのを部署で検討しましたか。

○●●証人 届け出はまあ1週間前に出すものでございますので、もう第2回の事情聴取、



私はまあこのときは出席していなかったのですが、第2回事情聴取のときにこれの写しをまあ置いて帰ったということだったのですね。で、それ以降については詳しい検証というのは多分していません。

○高柳委員　これが先ほどの答弁っていうのですか、では、1週間前であれば受け付けたっていうふうにおっしゃっています。で、今回はいろいろなこういきさつの中で、これが2回目の事情聴取のときに出てきた書類でね、で、実際、この届け出が今も行われているのですよね、実際こういう形式で。そうしたら、受け入れられるっていうふうに答弁した。で、けども、2回目のそういう事情聴取のときに出してきた、本来届けると言っている届け出の中身がね、僕が見てもうそを書いている、それが、書類を見れば即わかるのですよ。で、先ほど山下副委員長が言ったのは、株式会社は法人の印鑑を押さなあかん。せやけども、今まで高田土木事務所は法人の印鑑でなくても受け付けていた。あるいは、判のないのも受け付けていたっていうのも、僕知っています。それはまあ置いときましょう。

で、その次に、この書類で言っていったら、1の3の対象工事の面積の合計ってなっているのですよね、これ3棟足した面積なのですよ、1,600平方メートル、1,667平方メートル。で、それが次のページに資料1、別表1で見たら、40年前の建物で1棟を解体するっていうふうに適当に書いてあるのですよね、これ3棟ですよ。で、その下のね、敷地境界との最短の距離10メートル。10メートルってここ平然と書いているのですよね。あれは1メートルありますか、ないのに10メートルと書いてあるのですよね。で、こういうことも、そして建物の種類、これ分別解体の方法、建物のごとに分別解体の方法が違うのですよ。課長さんは現場でそんな一つもやってないから、この書類の多分、見方もわからないやろなって思いながらも言うているのですけれどね。3つ建物があって、解体の仕方がうのですよ、違うけど書類が1個なんですよっていうような話を、今回この場所はね、県の事務の流れとか県がやるべきことがなぜこうなったのかということをお問うているのですよね、そういう意味では、向かい合ってほしいんです。この書類で県の職員が本当に日々やっている仕事があほらして、何の実効性もない書類集めてるのやったら、やりたくなくなるのですよね、実効性のないの集めていて、ファイルにとじているのやったら。実効性のあるような申請書類に変えなあかんでしょう、そういうこと内部で話ししたことあるんですか。

○●●証人　そういう話は技術管理課の方と詰めていったということは、今まではちょっとございません。

○高柳委員 何や、僕が多分その窓口の担当していたらね、全く上の方も課長も認識もない、そやけどもファイルにとじよって言われる職員のこと思うたら、たまらんと思うのですよね。で、ここに呼び出されても、私まだ認識甘いのですというのやったら勉強したらええですやんかって僕は思いながらね、そのための百条委員会ですんで厳しく言わせてもってるんですけども、こういうことが、百条委員会が議会でやっているにもかかわらず、行政の見直しをね、現場でやっていないということは、僕はもう本当に腑に落ちません。以上です。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

○大国委員 1点だけ。先ほどからさまざまな委員からのお話もございましたが、まあ非常に県民の立場からすれば、非常に不安を募りまくるような話でございまして、まあ本当にこれで県民の皆さんの安心というものがどこに担保されてるのかなという思いをして聞いてございました。当該の課長としてですね、まあ再発防止を含めていろいろお考えなっただと思います。責任があるとおっしゃるのであれば、まあどのようなことを今お考えになっているのか、ちょっとお述べいただけませんかでしょうか。

○●●証人 今回、県議会議員から情報が入りまして、即、小学校の近くにあるということで粉じんを吸ったという話もございました、そういうことで、ああ、これは大変だということで、私みずからですね、現場へ急行した次第でございます。で、まず現場へ急行したのですが、もうほとんど何もなかった状態で、何もできないということで帰ってきましたが、今の大国委員からのご質問の答えになるかどうかわかりませんが、やはりアスベスト含有というようなことがあればですね、景観・環境局、また技術管理課の、私どもの部局一体となって、連携を図ってですね、これはもう取り組んでいかなければならないことじゃないかなということを改めて認識させてもらった次第でございます。

○大国委員 やっぱりそこが行動できなかったということは、やっぱり心の中で自分の仕事の範囲というものを決めになって、そして、まあ事務的にすべてのことが終われば、整えばそれで終わるだろうというようなことだったのかもしれない。まあ、もう少しやはり皆さんの何とかせなならんと、もう後からわかったということであるならば、余計にもっと動くことがあったのではないかと感じますし、本当に将来の子どもたちのことを考えると、アスベストの問題についてももう少し真剣に取り組むべきことがあるのではないかと、このように先ほどから答弁を聞いていて思います。だから、本当にそういった意味で、私は、意見として、ちょっと余りにも無責任が多過ぎるということを申し上げて終

りたいと思います。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、以上で証人に対する質問は終了いたしました。

証人には長時間ありがとうございました。ご退席していただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

(●●証人退席)

次に、今後の調査の進め方についてですが、次回の証人への事情聴取について、次の点について、ご検討いただきたいと思います。

まず、建設リサイクル法に基づく届け出の提出先窓口である高田土木事務所の主管課である土木部技術管理課の当時の課長と、同じく担当の課長補佐を、並びに県くらし創造部景観・環境局の環境政策課の当時の課長を証人として、本委員会に出頭を求めることが適当と考えますが、いかがでしょうか。

また、証言を求める事項については、ただいまから資料をお配りいたしますので、お目通しを願います。

それでは、出頭を求める証人と証言を求める事項について、ご意見をお願いします。ございませんか。

なければ、このようにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

それでは、先ほど申し上げました方を証人として出頭を求めることとし、また、証言を求める事項については、お手元に配布しましたとおりとすることにします。

それでは、議長に証人出頭要求書を提出させていただくこととします。

なお、次回の証人への事情聴取におきましても、はじめに委員長からまとめて質問し、その後、各委員から補足質問を行っていただくことといたします。

また、証人への質問時間ですが、1時間程度、委員の補足質問は1人5分程度で行いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、証言の際のメモ・資料を見ながらの証言についても、原則として許可しないことといたしますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

なお、弁護士等の補佐人の同席については、当日、お諮りすることとします。

また、2月19日開催の委員会での証人尋問を欠席されました平野クレーン工業株式会社の代表者については、事前に打診をしましたところ、本日、国際見本市の関係で不在との連絡を受けておりますので、次回委員会に再度、出席要求をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

その他の事項に入ります。

その他、何かございませんか。

なければ、次回の開催ですけれども、本日決定していただきました証人尋問を4月25日、又は26日とし、証人の都合もありますので、調整次第にお知らせすることで、よろしいですか。

○川口委員 もっと長い目にスケジュールを、お互いが日程いっぱいあるから。10日先なら、日程がお互いに入っていると思うから。4月はあまりにも早すぎますので。

○井岡委員長 はい、分かりました。また、そのように検討いたします。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これで、本日の委員会を終わります。長い間ありがとうございました。